

基本診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第八 入院基本料等加算の施設基準等 一〇三十五の二の二 (略) 三十五の三 後発医薬品使用体制加算の施設基準 (1) (3) (略) (4) 後発医薬品使用体制加算の注ただし書に規定する施設基準 イ 後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。 ロ 医薬品の供給が不足した場合に当該保険医療機関における治療計画等の見直しを行う等、適切に対応する体制を有していること。 ハ ロの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には入院患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 三十五の四〇三十六 (略) 第十一 経過措置 一〇三十 (略) 三十一 令和五年十二月三十一日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険医療機関については、同日までの間に限り、第三の三の七の(1)に該当するものとみなす。</p>	<p>第八 入院基本料等加算の施設基準等 一〇三十五の二の二 (略) 三十五の三 後発医薬品使用体制加算の施設基準 (1) (3) (略) (新規) 三十五の四〇三十六 (略) 第十一 経過措置 一〇三十 (略) (新規)</p>